

## 茨木市空家等対策庁内検討会設置要綱

### (設置)

第1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。第2第2号並びに第6第1項第3号及び第4号において「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画（第2第1号において「空家等対策計画」という。）の作成及び変更並びに実施を円滑かつ適切に進めるため、茨木市空家等対策庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 庁内検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の対策に関し必要なこと。

### (組織)

第3 庁内検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都市整備部長の職にある者を、副会長は、都市整備部居住政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長等)

第4 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (研究会)

第6 庁内検討会に、次に掲げる事項に関する調査又は研究を分掌させるため、研究会を置く。

- (1) 空家等の実態把握に関すること。
- (2) 空家等の適切な管理の促進に関すること。
- (3) 所有者等（法第3条に規定する所有者等をいう。）の意識の涵養と理解増進に

関すること。

(4) 空家等に対する法以外の法令による諸規制等に関すること。

(5) 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等に関すること。

(6) 前各号に掲げる事項を推進するための方策に関すること。

(7) その他空家等の対策に関し必要なこと。

2 研究会は、座長及び研究会員をもって組織する。

3 座長は、都市整備部居住政策課長の職にある者をもって充てる。

4 研究会員は、庁内検討会の所掌事務に係る課に属する職員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

5 座長は、研究会を代表し、研究会の会務を総理する。

6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、会長の指名する研究会員がその職務を代理する。

7 座長が必要と認めたときは、研究会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 座長は、研究会で調査又は研究をした事項を必要に応じて庁内検討会に報告するものとする。

(庶務)

第7 庁内検討会及び研究会の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

別表

法務コンプライアンス課長	資産税課長	政策企画課長	地域コミュニティ課長
市民生活相談課長	地域福祉課長	福祉総合相談課長	長寿介護課長
環境事業課長	都市政策課長	審査指導課長	北部整備推進課長
建設管理課長	水道部	営業課長	消防署警防課長